



福祉関係 各種手当のご案内

国・県・市の主な福祉関係の制度(平成23年4月現在)を紹介します。

受付は、常時行っていますが、所得によって受けられない場合や内容が変更する場合もありますので、詳細は市公式ホームページまたは、地域福祉グループまで問い合わせてください。

問合せ先 いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871

区分	種類	対象	手当の月額	支給月	備考
ひとり親家庭対象	児童扶養手当(国)	父または母がいらないか、父または母が障害(身障手帳1級および2級の一部)状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方	児童1人のとき41,550円(改正前41,720円) 児童2人のとき46,550円(改正前46,720円) 3人目以降は、1人増すごとに3,000円加算	4、8、12月	所得により手当額が異なります。 ※平成23年4月額改正
	遺児手当(県)	父または母の死亡、父母の離婚、父または母が重度の障害(身障手帳1級および2級の一部)などにある家庭で、18歳到達年度末までの児童を養育している方	遺児1人につき4,500円※1	4、8、12月	所得制限あり
	遺児手当(市)		遺児1人につき2,400円※1	3、9月末日	所得制限あり
障害者(児)対象	特別児童扶養手当(国)	20歳未満の中度、重度(身障手帳1～3級および4級の一部または療育手帳A、B判定)の障害児を養育している方	重度50,550円(改正前50,750円) 中度33,670円(改正前33,800円)	4、8、11月	所得制限あり ※平成23年4月額改正
	障害児福祉手当(国+県)	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時介護を要する方(障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。)	A種(国)14,330円+(県)7,160円 B種(国)14,330円+(県)1,160円 (国改正前14,380円)	2、5、8、11月	所得制限あり ※平成23年4月額改正 ※A種は身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者、B種は身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者
	特別障害者手当(国+県)	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する方(施設入所者及び長期入院者を除く。)	A種(国)26,340円+(県)7,090円 B種(国)26,340円+(県)1,090円 (国改正前26,440円)		
	経過的福祉手当(国+県)	20歳以上で従来の福祉手当の受給者であって特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金および特別障害給付金も支給されない方(施設入所者を除く。)	A種(国)14,330円+(県)7,160円 B種(国)14,330円+(県)1,160円 (国改正前14,380円)		
	在宅重度障害者手当(県)	①身障手帳1・2級かつ療育手帳(IQ35以下)所持者 ②身障手帳1・2級または療育手帳(IQ35以下)所持者 ③身障手帳3級かつ療育手帳(IQ50以下)所持者 ※②・③の場合、手帳が初回交付された日の年齢が65歳以上の方は対象外です	左記①16,100円 左記②、③7,000円	4、8、12月	所得制限あり ◎介護保険施設や社会福祉施設に入所(通所は除く)した場合は資格喪失になります
	障害者扶助料(市)	市内在住で、身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者	身障1級・療育A判定・精神1級……………4,000円 身障2級……………3,500円 身障3級・療育B判定・精神2級……………3,000円 身障4～6級・療育C判定・精神3級……………2,000円 ・視覚障害3級以上(18歳以上)……………+1,300円 ・18歳未満(精神除く)……………+2,000円	3、9月末日	所得制限あり ◎介護保険施設や社会福祉施設に入所(通所は除く)した場合は支給が停止されます



◎表の「種類」にある()は、各行政による制度を表しています。

◎このほかに、災害見舞金の制度があります。詳細については、問い合わせてください。

※1 愛知県遺児手当と高浜市遺児手当は支給期限があります。

手当の支給が始まってから

- ・1年目から3年目…児童1人につき月額 県 4,500円 市 2,400円
- ・4年目から5年目…児童1人につき月額 県 2,250円 市 1,200円
- ・6年目から…手当の支給はなくなります